

# ■沿道まちづくりにおける緑化の促進

## 1. 望ましい緑化の考え方

### ■沿道部の緑化

壁面後退部分や垣・さく等の緑化が考えられます。



壁面後退部とフェンスの緑化(1)



壁面後退部とフェンスの緑化(2)



壁面後退部の緑化(1)



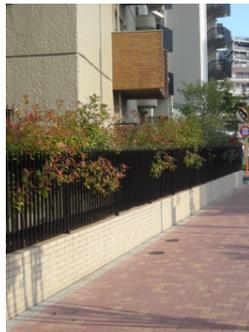
壁面後退部の緑化(2)



緑とうるおいあるまちなみの事例

### ■敷地周りの緑化

壁面後退部分や垣・さく等の緑化が考えられます。

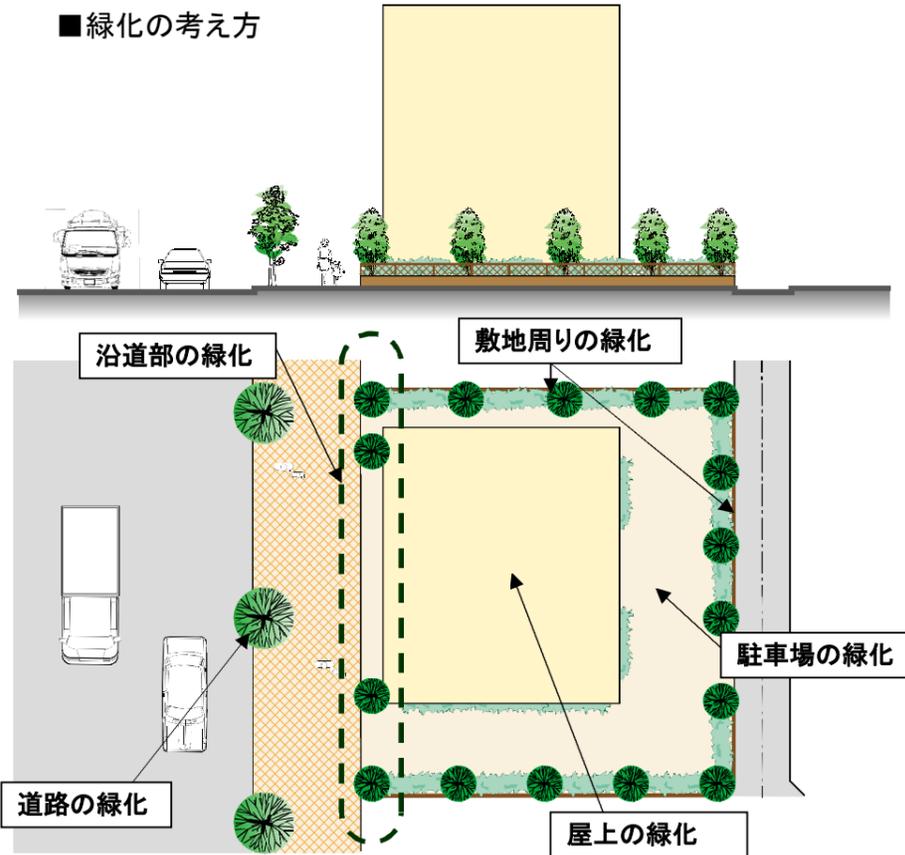


路地側の緑化(1)



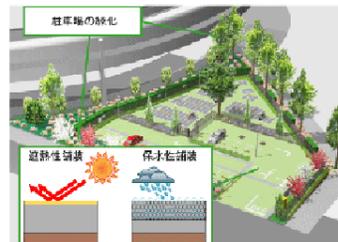
路地側の緑化(2)

### ■緑化の考え方



### ■駐車場の緑化

外周部だけでなく、路面の緑化も考えられます。



駐車場緑化の先進事例



路面部分の緑化



駐車場の外周緑化

### ■道路緑化

地域にふさわしい街路樹等の緑化が望まれます。



統一感のある街路樹



花木の街路樹の例

### ■屋上緑化

芝生、緑地広場、農園などが考えられます。



緑地広場の例



農園利用の例

## 2. 緑化のルールについて

### ★沿道の敷地内緑化について

1. 緑化の義務づけをするか？

2. 義務づけをする場合、その対象は？

[1] 全ての敷地とするか、または一定規模以上の敷地とするか？

[2] 全ての建物とするか、または用途(店舗・事業所、集合住宅など)によって区別するか？

[3] 区域内全ての敷地とするか、またはエリアごと(新青梅街道に面する敷地、後背地など)によって区別するか？

3. 敷地のどこを緑化するか？

(壁面後退部、敷地周り、駐車場、屋上など)

### ★新青梅街道(環境施設帯)の緑化について(都への要望)

- ・街路樹等の種類、植え方など
- ・主要な交差点におけるまちかど緑化 ほか

### ◆参考◆ 関連する緑化の基準について

#### 【武蔵村山市まちづくり条例に基づく開発事業の緑化基準】

- ・対象事業：500㎡以上の宅地開発等
- ・緑化面積：開発事業区域面積の6%以上の緑化
- ・緑化方法：樹木や生垣による緑化

#### 【東京都における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑化基準】

- ・対象事業：1,000㎡以上の敷地に建築物を建築するもの
- ・緑化面積：敷地面積から建築面積を除いた面積の20%
- ・緑化方法：樹木や生垣による緑化